# 所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年4月改訂版）概要

## 概要

●「所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に基づき、本市における新型インフルエンザ等の発生に備えるための基本的方針や、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。
●本市では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応を踏まえた「新型インフルエンザ等対策　政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）や「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）の全面的な見直し等に伴い、令和8年4月に市行動計画を改定しました。今後は、医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定についての必要な検討を行います。

## 計画の構成


第1部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
　第1章　背景
　第2章　行動計画の作成

第2部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
　第1章　新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する
　　基本的な考え方等
　第2章　新型インフルエンザ等対策の対策項目
　第3章　市行動計画の実効性を確保するための取組

第3部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
　第1章　実施体制
　第2章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション
　第3章　まん延防止
　第4章　ワクチン
　第5章　保健
　第6章　物資
　第7章　市民生活及び市民経済の安定の確保


## 第1部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

### 第1章　背景

令和2年1月に我が国で新型コロナの感染者が確認され、同年2月には埼玉県、3月には本市でも最初の感染者が確認された。同年3月には、特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、国を挙げて取り組む体制が整えられた。令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置づけられた。

### 第2章　行動計画の作成

病原性が高い新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、特措法が制定された。これに基づき、国が、「政府行動計画」を作成し、この政府行動計画に基づき、埼玉県が「県行動計画」を作成した。本市においては、県行動計画に基づき、「市行動計画」を作成した。

この度、新型コロナの対応を踏まえ、国、県がそれぞれが改定した計画を基に、市行動計画を改定した。

# 第2部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

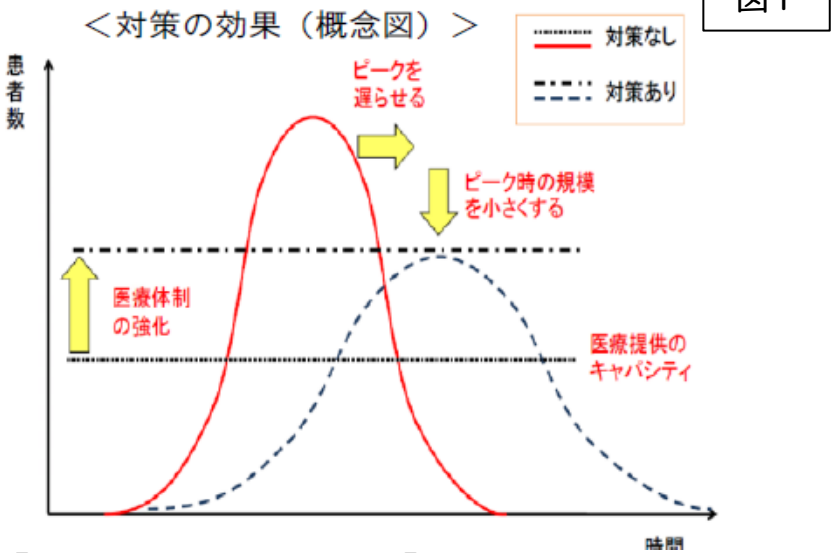
## 第１章　新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

【市行動計画の目的】（図１参照）

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

図１




【感染症発生の各段階】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 準備期 | 発生前の段階 | | |
| 初動期 | 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 | | |
| 対応期 | 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降 | 対応期１ | 政府対策本部が設置され、基本的対処方針がされて以降のうち、国内の発生当初の時期 |
| | | 対応期２ | 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 |
| | | 対応期３ | ワクチンや治療薬等により、対応力が高まる時期 |
| | | 対応期４ | 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 |

【市行動計画の改定概要】

| | 改定概要 |
|---|---|
| 対象疾患 | 新型インフルエンザ、新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。 |
| 時期区分 | 3期　①準備期　②初動期　③対応期　に分け、特に準備期の取り組みを充実する。 |
| 対策項目 | 主要5項目から、7項目へ拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。 |
| 実効性の確保 | 実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、実践的な訓練を実施する。 |

【対策実施上の留意事項】

新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に際し、次の点に留意する。

①平時の備えの整理や拡充
②感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策
③基本的人権の尊重
④危機管理としての特措法の性格
⑤関係機関相互の連携協力の確保
⑥社会福祉施設等における対応
⑦感染症危機下の災害対応
⑧感染症拡大時のデジタル技術の活用
⑨記録の作成や保存

## 第2章　新型インフルエンザ等対策の対策項目

**【①実施体制】**
新型インフルエンザ等が発生した際の事態を的確に把握し、県や関係機関等と連携した対策を実施する体制

**【②情報提供・共有、リスクコミュニケーション】**
科学的根拠等に基づいた正確な情報の提供体制や偏見・差別等や偽・誤情報への対策

**【③まん延防止】**
新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するための取組

**【④ワクチン】**
新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種体制

**【⑤保健】**
新型インフルエンザ等の発生時に、保健所及び衛生研究所等が、それぞれの役割を果たすための連携体制

**【⑥物資】**
感染症対策物資等の備蓄や確保

**【⑦市民生活及び市民経済の安定の確保】**
まん延の防止に関する措置により生じた影響の緩和など、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組

## 第3章　市行動計画の実効性を確保するための取組

【実践的な訓練の実施】

連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認を通じて、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげる。

【市行動計画の必要な見直し】

・定期的なフォローアップを通じた取組の改善
・新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し

} これらを踏まえ、おおむね6年ごとに改定に必要な検討を行う。

※新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に市行動計画等の見直しを行う。

# 第3部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

| | 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|---|---|
| ① 実施体制 | ・実践的な訓練の実施<br>・市行動計画、業務継続計画の作成<br>・国・県等との連携体制の構築・強化 | ・対応期以降の準備<br>・市対策本部設置の検討<br>・必要な予算の確保 | ・対策実施に必要な人員・財源の確保<br>・（必要時）市対策本部の設置<br>・緊急事態措置への対応 |
| ② 情報提供・共有<br>リスクコミュニケーション | ・基本的な感染対策等の情報提供・共有<br>・情報提供内容・提供体制の整備<br>・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 | ・利用可能な情報媒体を活用した迅速かつ一体的な情報提供・共有<br>・相談体制の構築（コールセンター設置など）<br>・偏見・差別、偽・誤情報への対応 | ・リスク評価に基づく方針の決定・見直し |
| ③ まん延防止 | ・個人の感染対策の重要性の理解促進 | ・まん延防止対策の準備 | ・外出や基本的な感染症対策の周知<br>・発生段階・重症化リスク等に応じた対策の実施 |
| ④ ワクチン | ・県・市内医療機関との連携体制構築<br>・接種体制構築のための訓練実施<br>・予防接種の意義、制度等の理解促進<br>・システム基盤等を活用した体制整備 | ・接種会場・医療従者等の確保<br>・全庁的な実施体制の確保 | ・接種体制に基づいた接種<br>・健康被害に対する速やかな救済<br>・接種記録の管理 |
| ⑤ 保健 | ・県等の要請に応じた協力体制の整備<br>・感染症危機に対応できる人材の育成 | ・感染症有事体制への移行準備 | ・感染症対応業務の実施<br>・流行状況・業務負荷に応じた体制の見直し |
| ⑥ 物資 | ・必要な物資等の備蓄<br>・備蓄物資の定期的な確認 | ・県と連携した必要量の確保 | ・不足物資の供給適正化 |
| ⑦ 市民生活及市民経済の安定の確保 | ・行政手続きや支援金等給付の整備<br>・市民への備蓄の勧奨<br>・心身への影響を考慮した施策の検討・準備<br>・要配慮者等への生活支援の検討・準備<br>・火葬体制の整備 | ・火葬能力を超えた場合に備えた調整 | ・市民生活の安定の確保を対象とした対応<br>・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 |